

民法（相続法）の改正

配偶者居住権

Q

質問
創設され、令和2年
4月1日から施行

されるとのことです
が、長期と短期の2種類があると
聞きました。それについてご
説明ください。

A

回答
いずれも、配偶者の一
方が死亡した後、生存配偶
者が、従前居住していた
他方配偶者（被相続人）
所有の建物に、安心して住み続けられ
るように新たに定められたものです。

まず、長期の配偶者居住権についてお
話します。これは生存配偶者が、被相続人
の所有する建物（生存配偶者以外の第三
者との共有を除く）に、相続開始時に居住
している場合に、遺産分割協議、被相続人
からの遺贈、あるいは家庭裁判所の審判
によって取得できる権利です。当該居住
建物全部について、建物所有者に対し、一
定期間あるいは終身無償で使用収益
させるように請求できる一身専属的な賃
借権類似の法定債権とされ、配偶者居住
権設定登記をすれば第三者にも対抗する
ことができます。但し、配偶者居住権設定
登記に先行して被相続人から建物取得者
への所有権移転登記、あるいは共同相続
登記がなされることを要します。このよ
うに長期間建物を使用収益できる権利で

あるため、配偶者長期居住権は相応の財
産評価がなされ、遺産分割時に配偶者の
取得分として計算されます。
他方、配偶者短期居住権は、生存配偶者
が被相続人の所有する建物に、相続発生
時に無償で居住していた場合、無償で使
用していた部分について当然に成立する
一身専属的な使用借権類似の法定債権で
す。但し、配偶者が相続人の欠格事由に該
当した場合や廃除により相続権を失つた
場合、あるいは遺贈によって相続開始時
に長期居住権を取得した場合は成立しま
せん。存続期間は、①当該建物につき配偶
者を含む共同相続人間で遺産分割をすべ
き場合は、遺産分割により当該建物の帰
属が確定した日又は相続開始時から6カ
月経過する日のいずれか遅い日まで、②
①以外の場合は、建物取得者からの短期
居住権消滅の申入れから6カ月後までで
す。そして短期居住権の取得によって配
偶者が得た利益は、配偶者の具体的な相
続分としては計算しません。

このように、長期居住権は、その評価額
が配偶者の取得分として計算されますの
で、居住権の存続期間内に配偶者が当該
建物に居住する必要がなくなった場合、
その財産的価値をどのようにして回収す
るかを、遺産分割協議や遺言によって決
めておくことが、後日の紛争予防のため
には得策です。